

かわにし労政ニュース

平成 30 年 2 月発行 Vol.42

編集・発行：川西市 市民生活部 生活活性室 産業振興課

川西市中央町 12 番 1 号 TEL 072-740-1162 / FAX 072-740-1332



労働者を募集する企業の皆様へ

～労働者の募集や求人申込みの制度が変わります～

職業安定法の改正：施行日：2018（平成30）年1月1日

1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、下記のように労働条件を明示する必要があります。

時点	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際 	求人票や募集要項等において、労働条件を明示する必要があります。 求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には、「詳細は面談の時にお伝えします」などと書いた上で、労働条件の一部を別途明示することも可能です。 この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに 	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。（職業安定法改正により新設されました） 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です。 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であることから、変更を行うことは不適切です。また、原則として、内定までに、学校卒業見込者等に対しては職業安定法に基づく労働条件明示を書面により行わなければなりません。
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知する必要があります。（明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。） http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/

労働者の募集や求人申込みの制度の変更についてのお問い合わせ先

兵庫労働局 職業安定部 需給調整事業課 TEL：078-367-0831

2 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

記載が必要な項目	記載例
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり（3 か月）
就業場所	本社（ 県 市 - ） 又は 支社（ 県 市 - ）
就業時間、休憩時間、休日、時間外労働	9:00～18:00、12:00～13:00、土日・祝日、あり（月平均 20 時間） ○裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 （例）企画業務型裁量労働制により、 時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 20 万円（ただし、試用期間中は月給 19 万円） ○時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 基本給 × × 円（ の手当を除く額） 手当（時間外労働の有無に関わらず、 時間分の時間外手当として 円を支給） 時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	株式会社
（ 派遣労働者として雇用する場合）	雇用形態：派遣労働者

（ 今回の改正により追加等された事項）

川西市総合センターで **セクマイ相談・学習会** を行っています。

数ある人権課題の中で、もっとも取り組みが遅れているといわれているセクシュアルマイノリティ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス等、性的少数者と呼ばれる多様な性を生きる人たち）に関する相談、学習の場で、平成 21(2009)年 9 月から毎月 1 回開いています。

セクシュアルマイノリティを自認する人、セクシュアルマイノリティについて悩みを持つ人、セクシュアルマイノリティ問題を理解しようとする人たちの「語り場」なので、気軽に参加してください。

毎月第 4 木曜日の午後 1 時半から午後 4 時までを定例化（但し、1 2 月は第 3 木曜日。月によっては、週が変わる場合もあります。）しています。前もってご連絡いただければ、可能な限り別途に日程調整させていただきます。

これまでに参加された方で、最年少は、中学 3 年生。最高齢者は 70 歳超の方で、この方は地域の人権啓発推進活動をするリーダーでもありました。また、市外から参加された方、行政や人権活動をする方々もおられました。

セクマイ相談・学習会には、レズビアン当事者の「みっちーさん」がボランティア相談員として参加。総合センターから相談員が参加することもあります。

相談・参加費は無料です。もちろん秘密は守ります。

セクマイ相談・学習会についてのお問い合わせ先
川西市総合センター
TEL： 072-758-8398



「高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくり」に取り組む事業主の皆さまへ

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図ることを目的としています。本助成金は ～ の3つのコースに分けられます。

65歳超継続雇用促進コース

概要

A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定め廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

高年齢者雇用環境整備支援コース

概要

高年齢者向けの雇用環境整備について、措置を実施した事業主に対して費用の助成を行うコースです。

対象となる措置は以下の通りです。

A. 高年齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善など

B. 高年齢者の雇用管理制度の整備

職務に応じた賃金・能力評価制度、短時間勤務制度などの導入・改善、法定外の健康管理制度の導入など

高年齢者無期雇用転換コース

概要

雇用される期間が転換日において通算して6か月以上で50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

注意事項（ ・ ・ コース共通 ）

- ・雇用保険適用事業主であること。
- ・申請書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条第1項の規定に違反していないこと。
- ・助成金の申請に関して、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が調査をしたり、報告を求める場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。

65歳超雇用推進助成金についてのお問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

兵庫支部：高齢・障害者業務課 TEL：06-6431-8201



一人で悩まず相談しませんか？

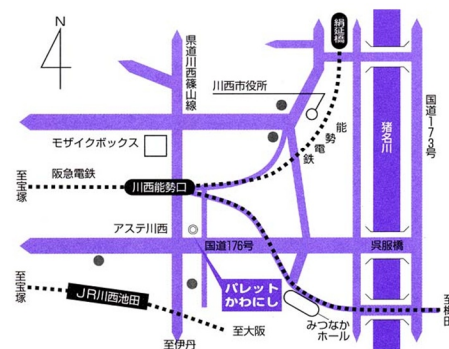


専門の相談員が賃金、退職金、解雇や労働災害などについての相談に無料で応じます。

区 分	労 働 相 談
実 施 日 間	第2・第4水曜日 午前9：30～11：30（1人約20分程度）4人まで
相談方法	面談・要予約 TEL072（740）1162
対 象	市内在住または在勤の方

◎場 所 川西市小花1-8-1
パレットかわにし2F 相談室（ジョイン川西内）
※右図参照

◎交 通 阪急電鉄宝塚線川西能勢口駅東出口南へ100m
JR川西池田駅下車東へ500m



お問い合わせ先 川西市 産業振興課 TEL 072-740-1162

従業員の福利厚生充実を

- パセオかわにしにご加入ください -

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター（パセオかわにし）は、個々の事業所では行えないような各種の福利厚生事業を実施する、川西市で働く中小企業従業員の皆さまのための制度です。
＜加入要件＞2つのコースからお選びいただけます。

市内に主たる事務所、店舗、工場などがある従業員1人以上300人以下の中小企業の事業主様です。加入は事業所単位です。

①厚生事業のみの加入 会員1人当たり 月250円

②厚生事業+慶弔給付事業の加入 会員1人当たり 月400円

- ・厚生事業…健康診断補助、スポーツ大会の開催、バスツアーの実施、旅行・宿泊補助、チケット等のあっせん、映画館の利用割引
- ・慶弔給付事業…結婚、出産、入学等の祝金や、死亡弔慰金、各種見舞金

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター（パセオかわにし）のお問い合わせ
〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所内 TEL：072-757-9700